

令和8年度富山県希少野生動植物保護活動事業費補助金のご案内

1 目的

ボランティア団体等が行う希少野生動植物を保護する活動に支援し、県民との協働による希少野生動植物保護活動を実施します。

2 対象団体

自治会、NPO法人、ボランティア団体など（ただし、地方公共団体は除く。）であり、次の全てに該当するもの

- (1) 営利を目的としない団体であること。
- (2) 富山県内に活動拠点を持ち県内で活動する団体であること。
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを主たる目的としない団体であること。
- (4) 団体の代表者が明らかであり、かつ、会計経理が明確である団体であること。

3 対象事業

(1) 補助対象経費

県内における、補助対象種の保護に要する費用

- ・ 生息地又は生育地の環境整備
- ・ 違法捕獲や盗掘の防止施設整備 など

(2) 補助対象種

富山県希少野生動植物保護条例に基づき指定した指定希少野生動植物

- ①ミナミアカヒレタビラ、②ホクリクサンショウウオ、
- ③ハクバサンショウウオ、④サギソウ、⑤フクジュソウ

4 補助率

補助対象経費の1/2以内（千円未満の端数切捨て）

5 補助金額

15万円以内

6 申込方法等

(1) 提出書類

交付申請書（別紙）に関係書類を添えて提出。

(2) 受付期間

令和8年4月1日（水）から申請を受け付けます。